

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託事業名

令和8年度高齢者活躍支援事業

2 事業の目的

急速に少子高齢化が進み、人手不足が深刻化する中、豊かな知識や経験をもつ高齢者が生き生きと働き続けられる環境づくりが強く求められている。そのためには、高齢者がその意欲や能力に応じて多様で柔軟な働き方が可能となる雇用制度の導入や就業環境の整備を促進し、70歳以上の雇用拡大につなげていくことが非常に重要である。

しかし、70歳まで働ける就業確保措置を実施済の企業割合は、38.2%（令和7年度・21人以上規模企業）とまだまだ少ないことから、関係機関と連携し、70歳以上の雇用がもたらすプラスの経営効果、就業確保措置の導入例や職場環境整備の手法などについて、企業へ効果的に周知したり、企業の個別ニーズに応じた支援を行っていくことが必要である。また、企業における高齢者の採用を支援することも重要である。

そこで、高齢者の働きやすい職場環境づくりに先進的に取り組む事例の紹介を行う、企業経営者や管理職向けのセミナーを開催するとともに、高齢者の雇用等を検討している企業に対し、専門家を派遣することで企業の個別の取組を支援する。また、企業等と高齢者のマッチングを図るため、就職相談会を開催する。

3 委託にあたっての基本的な考え方

業務の遂行にあたっては、利用者との信頼関係を確保し、事業に対する信用が損なわれないよう努めるものとする。また、受託事業者の営業につながるような行動は行わないこと。

4 委託業務の内容

(1) 企業経営者や管理職向けセミナーの開催

① セミナーの内容等

ア 内容

70歳を超えて働ける就業確保措置の導入例をはじめ、健康管理・安全衛生に配慮した職場環境づくりや、体力の衰えに応じた多様な勤務形態や負担を軽減する既存業務の細分化など、高齢者の能力を活かし、高齢従業員を戦力化することに成功した企業による先駆取組事例の紹介を行う。

イ 開催形態

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）が、7月初旬から9月にかけて県下全域で9回程度開催する、企業向けの65歳超雇用推進助成金制度説明会と同時に開催する。ただし、独自に開催することも可能。

ウ 開催時間

機構が行う助成金制度説明会と同時開催する場合には、セミナーの時間は45分以内とする。独自開催する場合には、2時間半以内とする。

エ 開催場所・開催回数

2回以上開催すること。なお、機構が行う助成金制度説明会と同時開催する場合は、開催会場は機構が用意するが、参加者にとってより利便性の高い会場を受託者の負担において用意することも可能。

オ 事例発表企業・内容

- ・事例発表企業は、セミナー全体で2社以上となるよう受託者において選定し、県と協議して決定する。（企業へ支払う経費は受託者において負担する。）
- ・できるだけセミナーの対象となる企業経営者や管理職の関心が高い内容とし、自

社で具体的に取り組む際のイメージがもてるものとする。

カ 受講定員

- ・各回25～40名程度とする。機構が用意する会場の収容可能人員は40名程度。
- ・セミナー全体で100名以上の参加者を確保すること。

② セミナーの実施にあたっての業務

ア 会場の設営及び運営

イ 受講者の募集

機構と協力して実施する。

ウ 広報の実施

適切な広告媒体を活用して効果的に事業の周知を図ること。説明会においては、個別の相談助言の周知にも努めること。

エ チラシの作成及び会場近隣市町村等への配布・周知

チラシはA4とし、カラーでのデザインとすること。

オ セミナー終了後におけるアンケートの実施

- ・セミナーの開催時期、内容、講師等についてアンケートを実施すること。
- ・アンケート項目の内容については県と協議して決定すること。

③ その他留意事項

ア セミナー受講者から受講料、テキスト代及び教材費等の受講に係る経費は徴しない。

イ 開催後、開催日時、開催場所、参加者数を県へ報告すること。

(2) 個別相談の実施

① 個別相談の内容等

ア 支援の内容

70歳を超えて働ける職場環境の整備には、専門的な知識も必要となることから、(1)のセミナー参加企業等で70歳を超えて働ける職場環境づくりを検討している企業に対して社会保険労務士を派遣し、雇用制度の導入や就業環境の整備についての検討、実施計画の策定、就業規則等の改正など高年齢者が働きやすい職場環境づくりに関して、無料の相談助言を行う。

イ 派遣対象企業

県内の企業4社程度（必ず2社以上へ派遣）

ウ 相談回数及び相談時間

- ・1企業あたりの相談回数は、2回までとする（3回目以降は事業対象外）。
- ・相談時間は、1回3時間程度とする。

エ 相談助言の実施

社会保険労務士は、事前の事業主との調整に基づいて企業を訪問し、申込内容等について丁寧な相談助言を実施すること。

② 個別相談の実施にあたっての業務

ア 社会保険労務士の選定

受託者は、相談助言業務の実施に当たり、就業規則、雇用契約に関する知識、経験が豊富で、本事業に積極的に協力できる社会保険労務士を選定すること。

イ 相談助言申込受付窓口の設置

受託者は、相談助言の申込受付窓口を設置するとともに、本業務を円滑に実施できる体制を整備すること。

なお、設置は契約締結日から令和9年3月10日までのうち、県と協議の上決定した期間とする。

ウ 個別相談申込の受付及び社会保険労務士の紹介

受託者は、県内企業から個別相談の申込があったときは、県と協議して社会保険労務士の派遣を決定すること。決定後は、速やかに派遣する社会保険労務士と当該事業主との調整を図り、円滑な相談が行えるよう努めること。

エ 派遣結果の報告

受託者は、事業主からの相談内容及び社会保険労務士の助言内容を記録し、派遣終了後1ヶ月以内に委託者へ報告すること。

オ 事業に関する広報

受託者は、本事業について、(1)のセミナー参加者に周知するほか、可能な限り効果的な周知に努めること。

(3) 就職相談会の開催

① 委託業務の対象者・開催場所・時期等

ア 対象者

就職意欲が高い55歳以上の高年齢者とする。

イ 開催場所

岡山市内とし、高年齢者が参加しやすい会場とすること。

ウ 開講時期

県が指定する時期とし、高年齢者と企業の人事等担当者双方が参加しやすい日程とすること。

エ その他

あらかじめ、同様の事業を実施する公共職業安定所、市町村その他の関係機関との間で、日程や実施方法に関する調整を行うこと。

② 開催回数・場所等

ア 開催回数

1回とする。

イ 開催時間等

2時間程度とする。また、集客のため、できるだけ1時間程度の就職時に役立つミニセミナーを同じ会場で開催すること。

③ 就職相談会の実施にあたっての業務

ア 開催日時及び開催場所の選定(会場に係る経費の支出も含む。)

会場の決定に際しては、県の了解を得ること。

イ 会場の設営及び運営

ウ ミニセミナーを実施する場合、開催に係る講師の選定(講師に係る経費の支出も含む)

エ 就職相談会に参加する企業の募集

- ・参加企業は、高年齢者の就業に対して理解のある企業20社以上とする。参加企業の選定に当たっては、高年齢者の就業ニーズを踏まえること。
- ・参加企業については、極力多様な分野から参加を求めること。

オ チラシ等の作成及び会場近隣市町村等への配布・周知

チラシはA4とし、カラーでのデザインとすること。

カ 広報の実施

適切な広告媒体を活用して効果的に事業の周知を図ること。

キ 以下の各段階でのアンケートの実施及び集計

- ・ミニセミナー終了後(ミニセミナーを開催する場合の参加者)
- ・相談会終了後(参加企業及び参加者)

④ その他留意事項

- ア 来場求職者の総数70名以上を目途とすること。
- イ ミニセミナーを実施する場合は、相談会参加の動機付けとなるように、内容を工夫するとともに、原則として相談会に先立ち開催するものとする。
- ウ 求職者及び参加企業の相談会参加に係る費用は無料とすること。
- エ より多くの参加者を確保するため、従来の実施形態にとらわれず、シニアに関心を持ってもらえるようなイベント名称及びコンテンツとするとともに、参加者募集の方法等について工夫を凝らすこと。

5 委託に関わる条件

- (1) 委託業務全般を統括する「委託業務責任者」を選任すること。
- (2) 受託者は、事業計画及び事業執行体制を作成し、すみやかに県に提出すること。
また、イベントごとの実施状況について報告書を作成し、すみやかに県に提出するとともに、委託業務完了時には実績報告書及び経費精算書を提出すること。
- (3) 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属するものであること。
- (4) 受託者は、本業務に関し県から受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表又は使用してはならないこと。
- (5) 受託者は、本業務で知り得た県及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならないこと。
- (6) 受託者は、業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならないこと。
- (7) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、すみやかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (8) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合があること。
- (9) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、業務の範囲及びその体制等と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- (10) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。

6 委託金額

4,999,993円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）